

看護師、准看護師、保健師、助産師の皆さまへ

看護職賠償責任保険のご案内

賠償責任保険普通保険約款 看護職特約条項



● 保険期間 ●

2026年8月1日 午後**4時**から**1年間**

● 募集締切 ●

2026年7月10日(金)まで

※ただし、中途加入は随時受け付けております。

団体割引
20%適用

看護職賠償責任保険の概要

1 この保険は・・・

看護師・准看護師・保健師・助産師の資格をお持ちの方が業務※の遂行に起因して事故が発生した場合に、その看護職の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※業務とは、保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務(身体上または精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある方に対して行われる入浴、排泄、食事等の介護業務)をいいます。

(注)被保険者が助産所の開設者である場合、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任は補償対象外となります。

2 この保険にお入りいただける方は・・・

原則として医療事故が発生した場合に、被害者に対して法律上の賠償責任を負担する方で、病院・診療所に勤務されている看護職者の方にかぎります。病院・診療所を開設者または責任者として管理されている方は対象外となります。

<加入資格>

1. 看護師・准看護師・保健師・助産師の資格をお持ちの方
2. 本契約は愛知県医師会を契約者とする団体契約ですので、加入にあたっては**勤務先医療機関の開設者**あるいは**管理者の先生が愛知県医師会の会員**であることが必要です。

3 加入タイプと補償内容について

加入タイプ	補償	お支払いの対象となる事故	お支払いする保険金の種類	
Aタイプ Cタイプ	身体	看護業務に起因して第三者の(注1)の身体に障害を与え、法律上の賠償責任を負った場合	損害賠償金(対人) 被害者の治療費・慰謝料・休業補償費等	訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬(損保ジャパンの事前承認が必要です。)
	財物 受託物を 含みます。)	看護業務に起因して第三者の(注1)の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 患者の所持品<眼鏡・入歯など>を預かった際に落ちて壊してしまったような場合	損害賠償金(対物)・修理費等 (ただし、修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。)	
	刑事弁護士費用	看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検された場合	刑事事件に係る被保険者が負担した弁護士費用または訴訟費用	
Bタイプ	人格権侵害	不当な身体拘束による自由の侵害・名誉き損、口頭・文書等による名誉き損・プライバシーの侵害を与えた場合	人格権侵害に対する慰謝料	訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士費用(損保ジャパンの事前承認が必要です。)
	初期対応費用	看護業務上の事故が生じたことにより、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合	被保険者が負担した、社会通念上妥当な、事故現場の保存費用・事故発生時の通信費用等	—
	被害者対応費用	看護業務等を遂行するにあたり、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれがあることを被保険者が知ったとき	被害者に対する見舞金・見舞品 ※病院の承認を得て支出した、社会通念上妥当な費用にかぎりま	—

(注1)勤務先の役職員や医療機器等の身体・財物に損害を与えた場合は対象になりません。



患者さんの身体に対する賠償責任

間違った薬剤の投与によって、患者さんに障害を負わせてしまったなど

加入タイプ:A・B・Cタイプ



患者さんの財物に対する賠償責任

患者さんの眼鏡や所有物を誤って踏んでしまい破損させてしまったなど
(患者さんから預かった所有物も対象となります。)

加入タイプ:A・B・Cタイプ



患者さんの人格権を侵害した場合

患者さんとの会話での発言によって、名誉を傷つけたと訴えられてしまったなど

加入タイプ:A・Bタイプ



被害者の方に対するお見舞いなど

事故発生後に被害者の方にお見舞品を持って謝罪訪問をするなど
(病院の承認を得て支出した社会通念上妥当な費用にかぎりま

加入タイプ:Bタイプ

4 ご加入手続は〈募集締切日:2026年7月10日(金)〉

- (1) 契約型の選択 : 右記5の加入タイプと保険料表にて加入のタイプをご選択ください。
- (2) 加入申込み : 同封の払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入ください。
- (3) 保険料の払込み : 同封の払込取扱票(加入依頼書)にてゆうちょ銀行より払込み願います。

5 加入タイプと保険料

※制度運営費とは、この保険制度の運営に必要な費用に充当するための費用です。
 ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

(保険期間：1年間、払込方法：一括払、団体割引：20%)

(上段：掛金、下段：保険料+制度運営費)

加入タイプ	補償	保険金額	自己負担額
Aタイプ	身体	1事故 5,000万円 保険期間中 1億5,000万円	なし
	財物 (受託物を含みます。)	1事故 20万円	なし
	刑事弁護士費用	1事故 500万円	なし
Bタイプ	人格権侵害	1事故 100万円 保険期間中 500万円	なし
	初期対応費用	1事故 300万円	なし
Cタイプ	被害者対応費用	1事故 3万円	なし

保険料	看護師・准看護師・保健師の方	助産師の方 (助産所開設者は除きます。)
Aタイプ	3,043円 (2,840円+203円)	3,613円 (3,410円+203円)
Bタイプ	4,373円 (4,170円+203円)	5,273円 (5,070円+203円)
Cタイプ	2,743円 (2,540円+203円)	3,313円 (3,110円+203円)

中途加入保険料

加入締切：毎週金曜日締切。補償は翌週木曜日より開始です。

団体割引：20%適用、上段：掛金、下段：保険料+制度運営費

加入月	看護師・准看護師・保健師			助産師		
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
8月	3,043円 (2,840円+203円)	4,373円 (4,170円+203円)	2,743円 (2,540円+203円)	3,613円 (3,410円+203円)	5,273円 (5,070円+203円)	3,313円 (3,110円+203円)
9月	2,813円 (2,610円+203円)	4,033円 (3,830円+203円)	2,533円 (2,330円+203円)	3,333円 (3,130円+203円)	4,853円 (4,650円+203円)	3,053円 (2,850円+203円)
10月	2,573円 (2,370円+203円)	3,683円 (3,480円+203円)	2,323円 (2,120円+203円)	3,043円 (2,840円+203円)	4,433円 (4,230円+203円)	2,793円 (2,590円+203円)
11月	2,333円 (2,130円+203円)	3,333円 (3,130円+203円)	2,103円 (1,900円+203円)	2,763円 (2,560円+203円)	4,003円 (3,800円+203円)	2,533円 (2,330円+203円)
12月	2,093円 (1,890円+203円)	2,983円 (2,780円+203円)	1,893円 (1,690円+203円)	2,473円 (2,270円+203円)	3,583円 (3,380円+203円)	2,273円 (2,070円+203円)
1月	1,863円 (1,660円+203円)	2,643円 (2,440円+203円)	1,683円 (1,480円+203円)	2,193円 (1,990円+203円)	3,163円 (2,960円+203円)	2,013円 (1,810円+203円)
2月	1,633円 (1,430円+203円)	2,303円 (2,100円+203円)	1,483円 (1,280円+203円)	1,913円 (1,710円+203円)	2,753円 (2,550円+203円)	1,763円 (1,560円+203円)
3月	1,393円 (1,190円+203円)	1,943円 (1,740円+203円)	1,263円 (1,060円+203円)	1,633円 (1,430円+203円)	2,323円 (2,120円+203円)	1,503円 (1,300円+203円)
4月	1,153円 (950円+203円)	1,593円 (1,390円+203円)	1,053円 (850円+203円)	1,343円 (1,140円+203円)	1,893円 (1,690円+203円)	1,243円 (1,040円+203円)
5月	923円 (720円+203円)	1,253円 (1,050円+203円)	843円 (640円+203円)	1,063円 (860円+203円)	1,483円 (1,280円+203円)	983円 (780円+203円)
6月	683円 (480円+203円)	903円 (700円+203円)	633円 (430円+203円)	773円 (570円+203円)	1,053円 (850円+203円)	723円 (520円+203円)
7月	443円 (240円+203円)	553円 (350円+203円)	413円 (210円+203円)	493円 (290円+203円)	633円 (430円+203円)	463円 (260円+203円)

※制度運営費とは、この保険制度の運営に必要な費用に充当するための費用です。ゆうちょ銀行の送金サービスの料金改定により、2019年度より制度運営費が変更されました。

払込取扱票(加入依頼書)記載例

フリガナ、生年月日は必ずご記入ください。自宅住所、フリガナ、電話番号を必ずご記入ください。

振替払込請求書兼受領証

記入事項を訂正した場合は、その箇所印を押してください。

02	払込取扱票	通常払込料金 加入者負担
口座記号 008809	口座番号(右詰めで記入) 11358	金額 3043
加入者名 名医株式会社	料 金	備考
<small>※加入依頼者・被保険者は募集文書に記載の個人情報の取扱に同意し、愛知県医師会・団体看護職賠償責任保険制度への加入を申し込みます。(印)</small> (加入申込)必ずご記入ください 住所氏名：下記払込口座名義の通り 性別：男・女 氏名フリガナ：メイイ ハナコ 生年月日：S H56年 1月 1日 勤務先住所：名古屋 市 東 区 村区 医療施設名：名医病院 ナゴヤンヒガシクアオイ ●●●●●●●●●● 名古屋市中区築 ●●●●●●●●●● 名医 花子 様 (ご連絡先電話番号 ●●●●-XXXX-△△△△) ご依頼人欄に、おとこ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。		
加入タイプ 加入タイプに○をつけて下さい	職種 加入タイプ	
看護師 (A)・B・C	准看護師 A・B・C	
保健師 A・B・C	助産師 A・B・C	
日	附	印

※ご加入の際は、払込取扱票(加入依頼書)の記載内容(被保険者のお名前、住所等)に誤りがないようご記入ください。
 ※保険料の収納は、名医(株)(名古屋医師会協同組合指定代理店)が行います。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み : この商品は賠償責任保険普通保険約款に看護職特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者 : 公益社団法人 愛知県医師会
- 保険期間 : 2026年8月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日 : 2026年7月10日(金)まで(中途加入の場合は毎週金曜日締切)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者 : 勤務先医療機関の開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員である医療施設(医院・診療所、病院)に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の資格をお持ちの方
- 被保険者 : 勤務先医療機関の開設者あるいは管理者の先生が愛知県医師会の会員である医療施設(医院・診療所、病院)に勤務されている看護師、准看護師、保健師、助産師の資格をお持ちの方
- お支払方法 : 同封の払込取扱票(加入依頼書)にて郵便局より振込み願います。
- お手続方法 : 同封の払込取扱票(加入依頼書)に必要事項をご記入ください。
- 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、随時、受付をしています。毎週金曜日までに払込取扱票(加入依頼書)にて郵便局より振込手続きをした場合の保険期間は、翌週末曜日午前0時から2027年8月1日午後4時までとなります。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、名医株式会社までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

看護職賠償責任保険の概要

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払できない主な場合
看護業務等上の事故	<p>被保険者(注1)が、日本国内において看護業務等を遂行することにより、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、またはその財物(その看護業務等の対象となる者から受託している財物(以下「受託物」といいます。))を含みます。)を損壊した場合(以下「事故」といいます。))において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、賠償金(治療費、休業補償、慰謝料、修理費(注2)等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注3))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注1)被保険者とは、看護師、准看護師、保健師、助産師をいいます。 (注2)修理費、再調達に要する費用については、被害財物の時価額を超えない範囲でお支払します。 (注3)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○保険期間中に事故が発見された場合にかぎり損害に対して保険金をお支払いします。「発見」とは、被保険者が事故の発生を最初に認識したとき(認識し得たときを含みます。)、または被保険者に対して損害賠償請求が提起されたとき(提起されるおそれがあると被保険者が認識したときまたは認識し得たときを含みます。))のいずれか早い時点であるとされたものとします。</p> <p>※保険期間開始前の看護業務等にもとづく事故であっても、保険期間中に発見されれば、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>※被保険者を含む複数の者が法律上の賠償責任を負担する場合には、被保険者個人の帰責割合(被保険者が本来負担すべき責任の割合をいいます。))に応じた金額のみをお支払します。</p> <p>※病院、診療所または医師が加入している医師賠償責任保険のお支払い対象になる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。))に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族(※)に対する賠償責任 ⑤名譽き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。 なお、配偶者には次の者を含みます。 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者</p>
刑事弁護士費用	<p>被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護士活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 <p style="text-align: right;">など</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することを行います。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>
初期対応費用	<p>看護業務等上の事故が生じたことにより、被保険者が損害を負担するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者が負担した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な費用にかぎります。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)事故現場の保存・記録に要する費用 (2)事故原因・状況の調査に要する費用 (3)事故現場の取り片付けに要する費用 (4)通信費 <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②保健師助産師看護師法に違反して行った看護業務に起因する賠償責任 ③所有、使用または管理する財物(受託物を除きます。))に対する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤名譽き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥特別な約定により加重された賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者が助産所の開設者である場合において、被保険者または被保険者の看護業務の補助者が行う助産または妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
被害者対応費用	<p>看護業務等を遂行することにより、他人が死亡したり8日間以上の入院を要した場合で、補償対象となる損害が発生するおそれのあることを被保険者が知った場合に、被保険者がその所属する組織の責任者の承諾を得て支出した以下の費用をお支払いします。(社会通念上妥当な金額にかぎります。)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)見舞金 (2)見舞品購入費用 <p>ただし、1回の事故につき保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。))に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>
人格権侵害	<p>被保険者または被保険者以外の者が看護業務等の遂行に起因して保険期間中に行った以下の不当行為(以下「不当行為」といいます。))により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害をお支払します。</p> <p><人格権侵害></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)不当な身体の拘束による自由の侵害または名譽き損 (2)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名譽き損またはプライバシーの侵害 <p><宣伝障害></p> <ol style="list-style-type: none"> (1)口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名譽き損またはプライバシーの侵害 (2)著作権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。)、標識または標語の侵害 (3)宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用 <p>ただし、1回の事故につき訴訟費用等を除き損害の額が加入者証記載の縮小てん補割合を乗じて得た金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。</p>	<p>前記に掲げる事項の他、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者または被保険者の了解、もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。))に起因する賠償責任 ②被保険者による採用、雇用または解雇に関して被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ③最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④事実と異なることを知りながら、被保険者または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑤広告宣伝、放送、出版を業とする被保険者により行われた不当行為に起因する賠償責任 ⑥身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦契約違反による宣伝障害に起因する賠償責任。ただし、書面によらない合意または約束において、宣伝上の着想または営業の手法を不正に流用した場合を除きます。 ⑧宣伝された品質、性能等に適合しないことによる宣伝障害に起因する賠償責任 ⑨価格表示の誤りによる宣伝障害に起因する賠償責任 <p style="text-align: right;">など</p>

<ご注意ください>

- この保険は、補償(保険)期間中に事故が発見された場合のみ対象となります。
- ご加入者を含む複数の方が法律上の賠償責任を負う事故が起こった場合、加入者は法律上の賠償責任においては共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負うときがありますが、本保険では看護職者個人の帰責割合に応じた金額のみを保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いすることとなります。また、病院または医師が加入されている医師賠償責任保険のお支払い対象となる場合には、医師賠償責任保険が優先して適用されます。
- 賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払します。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○払込取扱票(加入依頼書)の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知義務〉

払込取扱票(加入依頼書)等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 看護職賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、払込取扱票(加入依頼書)等の以下の項目をいいます。

●加入申込人(被保険者)欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■払込取扱票(加入依頼書)等の記載事項の変更
〈例〉保険金額等ご契約内容を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 払込取扱票(加入依頼書)等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要な、ご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかつたときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただきます。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行って

おります。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(愛知県医師会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●2010年4月1日以降発生事故から、次の1から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

*保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

●補償の対象となる事故は、保険期間中に発見された事故にかぎりです。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 03-4332-5241(全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日:午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・12/30~1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合（損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。）は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 1.以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 2.他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7.上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類（※）または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

（※）損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収証、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収証、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書 など

●事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

（受付時間：24時間365日）

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

問い合わせ先

取扱代理店	名医株式会社（名古屋市医師会協同組合指定代理店） 〒461-0004 名古屋市東区葵1-18-14 TEL 052-933-1620 FAX 052-933-1728 Mail: meii.hoken@nagoya-ikyoku.or.jp (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 名古屋企業営業部金融公務室 〒460-8551 名古屋市中区丸の内3-22-21 TEL: 050-953-0319 FAX: 052-953-3695 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ26-01440 2026年05月11日作成